

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には，当該移動号を当該移動後条号とし，移動後条号に対応する移動号が存在しない場合には，当該移動後条号を加える。

改正後	改正前
<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス提供責任者（第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は，第40条第1項第2号，第4号，第5号及び第9号から第11号までに規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 介護予防支援事業者等の関係者に対し，旧訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 サービス提供責任者（第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は，第40条第1項第2号，第4号，第5号及び第9号から第11号までに規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(9) 略</p> <p><u>(不当な働きかけの禁止)</u></p> <p><u>第24条の2 旧訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、介護予防支援事業者又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</u></p>	<p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。